

名古屋市教育委員会告示第26号

個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について

平成19年名古屋市教育委員会告示第21号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 119条第 2項の規定に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び同令第 121条の規定に基づく個人演説会等の施設の公営のために公職の候補者等が納付すべき費用の額を定める告示）の一部を次のように改正し、令和 8年10月 1日から施行します。

令和 8年10月 1日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

個人演説会等公営施設設備及び費用額 表中にある費用額（基本額）を下記の通り改正する。

- 1      600円    を      900円    に改める。
- 2      900円    を    1,350円    に改める。
- 3    1,200円    を    1,500円    に改める。
- 4    1,500円    を    2,250円    に改める。
- 5    2,250円    を    3,350円    に改める。

名古屋市教育委員会事務局総務部学校施設課